

岩手県告示第76号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年2月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
久喜神経内科歯科クリニック	釜石市中妻町二丁目15番3号	平成25年11月28日
たかた歯科医院	陸前高田市矢作町字寺前15番地2	平成25年12月3日
神の前キッズデンタルパーク	紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割30番地6	平成26年1月6日
さわやか歯科医院	奥州市水沢区宮下町69番地	平成26年1月14日
吉田歯科・矯正歯科医院	久慈市本町二丁目40番地	平成26年1月15日
たかさき歯科	奥州市前沢区字竹沢188番地1	平成26年1月22日